

日本歯科大学学則

平成 27 年 6 月 1 日 改正・施行
令和 元年 4 月 1 日 改正・施行
令和 3 年 4 月 1 日 改正・施行
令和 4 年 4 月 1 日 改正・施行
令和 5 年 4 月 1 日 改正・施行
令和 6 年 4 月 1 日 改正・施行
令和 7 年 4 月 1 日 改正・施行

目 次

- 第 1 章 総則（第1条-第4条）
- 第 2 章 学年、学期及び休業日（第5条-第7条）
- 第 3 章 入学、編入学及び転学部（第8条-第16条）
- 第 4 章 休学、転学及び退学（第17条-第21 条）
- 第 5 章 授業料等学生納付金（第22条-第26条）
- 第 6 章 教育課程及び履修方法等（第27条-第29条）
- 第 7 章 授業科目（第30条-第31条）
- 第 8 章 試験（第32条-第37条）
- 第 9 章 進級判定、単位の認定及び成績表示（第38条-第40条）
- 第10章 卒業の認定及び学士の学位授与（第41条-第42条）
- 第11章 賞罰（第43条-第44条）
- 第12章 教職員組織（第45条）
- 第13章 教授会（第46条）
- 第14章 臨床研究生、受託生、外国人留学生及び聴講生（第47条-第50条）
- 第15章 図書館（第51条）
- 第16章 附属病院（第52条）
- 第17章 研究所等（第53条）
- 第18章 博物館（第54条）
- 第19章 寄宿舍、厚生補導及び福利施設（第55条-第56条）
- 第20章 公開講座（第57条）
- 第21章 雑則（第58条）
- 附則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、高等教育の教育機関として、広く知識を授けると共に、深く歯・顎・口腔の医学を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、もって人類の文化の発展と福祉に寄与し、国民の健康な生活に貢献することを使命とする。

2 生命歯学部においては、建学の精神にもとづき、自立して歯科医療を担う歯科医師を養成すると共に、生命体及び生命体への医療行為を学ぶことにより、生命歯学に関する知識と技術と倫理観を兼ね備え、高度な国際水準を背景とする広範な歯科医療に貢献し、公衆衛生の増進に寄与する医療人を育成する。

3 新潟生命歯学部においては、建学の精神にもとづき、自立して歯科医療を担う歯科医師を養成すると共に、生命体及び生命体への医療行為を学ぶことにより、生命歯学に関する知識と技術と倫理観を兼ね備え、地域歯科医療と福祉医療を包含する広範な歯科医療に貢献し、公衆衛生の増進に寄与する医療人を育成する。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本学に次の学部、学科を置く。

生命歯学部生命歯学科

新潟生命歯学部生命歯学科

2 前項の学部、学科の収容定員は、次のとおりとする。

生命歯学部生命歯学科	入学定員160名	収容定員960名
------------	----------	----------

新潟生命歯学部生命歯学科	入学定員120名	収容定員720名
--------------	----------	----------

(講座等)

第2条の2 前条第1項に掲げる学部・学科に、講座又は学科目を置く。

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は6年とする。

2 学生は、12年を超えて在学することができない。

3 第15条第1項に規定する編入学の学生は、同15条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて、在学することができない。

4 前第2項及び第3項の在学年数制限について、教授会の議を経て、学長が決定する場合は、制限年数を超えて在学することができる。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置き、生命歯学研究科及び新潟生命歯学研究科を設け

る。

2 大学院学則は別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月14日まで

後学期 9月15日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年 法律第178号）に定める休日

(4) 本学創立記念日 6月1日

(5) 春期休業 4月1日から4月10日まで。

(6) 夏期休業 7月11日から8月31日まで。

(7) 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで。

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学及び転学部

(入学の時期)

第8条 入学の時期は4月とする。

(入学資格)

第9条 本学第1学年に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願手続)

第10条 本学への入学を志願する者は、本学所定の入学願書に、別表3の入学検定料及び別に定める書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学の選考)

第11条 本学第1学年に入学を志願した者に対して、選考のうえ合格者を決定する。

2 合格者が、次条の規定による入学手続きを完了した場合は、入学を認可する。

(入学手続)

第12条 合格者は、指定の期日までに入学科等別表3の学生納付金を納入しなければならない。

第13条 前条の学生納付金を納入した者は、誓約書等学長が定める書類を提出しなければならない。

(連帯保証人)

第14条 連帯保証人は父母又はこれに代わる保護者等（原則として学費出資者）で、原則として日本国内に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(編入学)

第15条 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は2年以上在学した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 第1項により入学を許可された者は、指定の期日までに、入学年次の入学科等学生納付金を納付しなければならない。

4 その他編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学部)

第16条 本学学部間の転学部は認めない。

第4章 休学、転学及び退学

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができな

い者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して6年を超えることができない。

5 休学した年度は、第3条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ、復学願を提出し、学長の許可を得て、復学することができる。

2 前項によるものは、学年の始めに原学年に復学するものとする。

(転学)

第19条 他の大学へ転学しようとする者は、保証人連署のうえ転学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第20条 病気その他の理由で退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 指定の期日までに授業料等の学生納付金を納入しない者

(2) 病気その他の理由で、成業の見込みがないと認めた者

(3) 同一学年を2回留年した者

(4) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(5) 第17条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(復籍)

第21条の2 前条により除籍された者について、復籍を希望する場合は、保証人連署のうえ、復籍願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受け、復籍することができる。

2 学長は、別途定める復籍の許可条件を満たさない者は許可してはならない。

3 前項の復籍の許可条件及びその他必要な事項は、除籍者の復籍扱い細則で定める。

第5章 授業料等学生納付金

(授業料等納入時期)

第22条 第12条に規定する以外の者は、授業料等を別表3のとおり毎年4月中に納入しなければならない。ただし、別に定めるところにより分納することができる。

(原級に留まる者の授業料等)

第22条の2 進級できずに原級に留まる者は、留まる原級の学年の授業料等を納入しなければならない。

(休学を許可された者又は命ぜられた者の在籍費)

第23条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学中の在籍費を納入しなければならない。なお、在学費については別に定める。

(停学に処せられた者の授業料等)

第24条 停学に処せられた者の授業料等は、停学中の期間も納入するものとする。

(追試験料、再試験料の納入時期)

第25条 追試験料及び再試験料は、試験施行前までに納入する。

(学生納付金の不還付)

第26条 既納の入学金、授業料等学生納付金は返還しない。ただし、理事長が認める場合は返還することができる。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業の方法)

第28条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技等により行う。

(単位)

第29条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定める。

第7章 授業科目

(生命歯学部 of 授業科目等)

第30条 生命歯学部 of 授業科目及び授業科目別の単位数は、別表1のとおりとする。

(新潟生命歯学部 of 授業科目等)

第31条 新潟生命歯学部 of 授業科目及び授業科目別の単位数は、別表2のとおりとする。

第8章 試 験

(試験の時期)

第32条 試験は、学期の終わり、又は授業の終わったときに行う。

(試験の方法)

第33条 試験の方法は、筆記、口述、又は実地試験とする。

(休学した者の受験の制限)

第34条 休学した者は、その学年の試験を受けることはできない。

(受験の要件)

第35条 試験は、授業料等を完納した者でなければ、受けることはできない。

2 第36条及び第37条の試験を受ける者は、授業料等のほかに追試験料、再試験料を納入しなければならない。

(追試験)

第36条 試験の当日病気その他やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

(再試験)

第37条 試験に不合格となった者は、再試験を受けることができる場合がある。

第9章 進級判定、単位の認定及び成績表示

(進級判定、単位の認定)

第38条 教授会は、試験の結果及び出欠席の状況等を総合的に審査し、進級判定及び単位の認定を行う。

(成績表示)

第39条 授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする(別表4)

2 成績発表は、成績書の交付をもって行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第40条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学、短期大学及び高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学の場合を除き、30単位を超えないものとする。

第10章 卒業の認定及び学士の学位授与

(卒業の認定)

第41条 本学に6年以上在学し、199単位以上を修得した者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学士の学位授与)

第42条 本学を卒業した者には、日本歯科大学学位規則の定めるところにより、学士(歯学)の学位を授与する。

第11章 賞 罰

(表彰)

第43条 学力優秀、品行方正等他の学生の規範となる者については、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第44条 この学則その他学内諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 教職員組織

(教職員組織)

第45条 本学に次の教職員を置く。

学長・歯学部長

教授・准教授・講師・助教

主事・主事補・書記・書記補

事務職員・技術職員・医療職員

その他の職員

2 本学に副学長を置くことができる。

第13章 教授会

(教授会)

第46条 本学各学部に、重要事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、歯学部長及び専任の教授をもって組織する。

ただし、学長が必要であると認めた場合には、准教授、講師、及びその他の教職員を参加させることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学、卒業、及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、学長、歯学部長、及びその他の長による教育研究に関する事項について審議し、意見を述べるができる。
- 5 教授会規程は別に定める。

第14章 臨床研究生、受託生、外国人留学生及び聴講生

(臨床研究生)

第47条 本学において、特定の専門事項について研究しようとする者のために、臨床研究生の制度を設ける。

2 臨床研究生規程は別に定める。

(受託生)

第48条 公共団体又は研究機関等からの委託により、特定の授業科目を履修する者のために受託生の制度を設ける。

2 受託生規程は別に定める。

(外国人留学生)

第49条 日本に国籍を有しない者で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、入学をしようとする者のために外国人留学生の制度を設ける。

2 外国人留学生規程は別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の授業科目又は臨床実習、診療等の聴講を希望し、また特定の技術を修得しようとする者のために聴講生の制度を設ける。

2 聴講生規程は別に定める。

第15章 図 書 館

(図書館)

第51条 本学各学部に図書館を置く。

2 図書館規程は別に定める。

第16章 附 属 病 院

(附属病院)

第52条 本学各学部に附属病院を置く。

2 附属病院規程は別に定める。

第17章 研究所等

(研究所)

第53条 本学に研究所等研究施設を置くことができる。

2 研究所等規程は別に定める。

第18章 博物館

(博物館)

第54条 本学に博物館を置くことができる。

2 博物館規程は別に定める。

第19章 寄宿舍、厚生補導及び福利施設

(寄宿舍)

第55条 本学に寄宿舍を設けることができる。

2 寄宿舍規程は別に定める。

(厚生補導及び福利の施設)

第56条 本学に厚生補導及び福利の施設を設けることができる。

2 厚生補導及び福利施設規程は別に定める。

第20章 公開講座

(公開講座)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第21章 雑 則

(定型約款)

第58条 この学則及びその他本学が定める諸規則（以下「学則等」という。）を民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

2 従来の規程は、この規程を施行すると同時に廃止する。

別表 1 生命歯学部 of 授業科目等

授 業 科 目	単位数	計
医学英語	3.00	6.00
歯学英語	3.00	
医学統計学	1.50	1.50
医療コミュニケーション学	1.50	1.50
衛生・公衆衛生学	3.00	4.00
衛生学・口腔衛生学実習	1.00	
解剖学	4.50	6.50
解剖学実習	2.00	
化学	3.00	4.00
化学実習	1.00	
学習法基本概論	1.50	1.50
外科学	1.50	1.50
口腔インプラント学	1.50	1.50
口腔衛生学	1.50	1.50
口腔外科学	3.00	4.00
口腔外科の基本手技実習	1.00	
口腔内科学	3.00	3.00
口腔保健学	3.00	3.00
行動科学	1.50	1.50
高齢者歯科学	1.50	1.50
国語表現	3.00	3.00
コミュニケーション概論実習	1.00	1.00
歯科医療情報学実習	1.00	1.00
歯科矯正学	3.00	4.00
歯科矯正学実習	1.00	

授 業 科 目	単位数	計
歯科硬組織修復学	4.50	5.50
歯科硬組織修復学実習	1.00	
歯科法医学	1.50	1.50
歯科放射線学	4.50	4.50
歯科麻酔・救急処置	3.00	3.00
歯科理工学	4.50	5.50
歯科理工学実習	1.00	
歯冠補綴学	4.50	5.50
歯冠補綴学実習	1.00	
歯周病学	4.50	5.50
歯周病学実習	1.00	
歯内療法学	4.50	5.50
歯内療法学実習	1.00	
社会福祉学	1.50	1.50
障害者歯科学	1.00	1.00
小児歯科学	3.00	4.00
小児歯科学実習	1.00	
食育学	1.50	1.50
心理学	3.00	3.00
人類学	1.50	1.50
数学	1.50	1.50
スポーツ・健康学実技	1.00	1.00
スポーツ歯学	1.00	1.00
生化学	4.50	5.50
生化学実習	1.00	

生物学	3.00	4.00
生物学実習	1.00	
生命歯学概論	2.00	2.00
生命歯学探究	1.50	2.50
生命歯学探究実習	1.00	
生理学	4.50	5.50
生理学実習	1.00	
全部床義歯補綴学	3.00	4.00
全部床義歯補綴学実習	1.00	
総合基礎歯学	2.00	2.00
総合歯科医学	3.00	3.00
組織学	4.50	5.50
組織学実習	1.00	
地域連携・在宅医療概論	1.50	1.50
統合臨床基礎学実習	1.00	1.00
内科学	1.50	1.50
発生と再生	1.50	1.50
話し合い基盤型問題解決演習	1.00	1.00
歯の解剖学	3.00	4.00
歯の解剖学実習	1.00	
微生物学	4.50	5.50
微生物学実習	1.00	

病院医療概論	1.50	1.50
病理学	4.50	5.50
病理学実習	1.00	
物理学	3.00	3.00
部分床義歯補綴学	3.00	4.00
部分床義歯補綴学実習	1.00	
プロフェッショナリズム 1	1.50	1.50
プロフェッショナリズム 2	1.50	1.50
法学	1.50	1.50
薬理学	4.50	5.50
薬理学実習	1.00	
臨床実習	11.00	11.00
臨床につなげる基礎学と教養	1.50	1.50
基礎医学演習 1	1.00	1.00
基礎医学演習 2	1.00	1.00
総合基礎医学演習 1	1.00	1.00
総合基礎医学演習 2	1.00	1.00
臨床歯学探究	1.00	1.00
総合科目①②③	3.00	3.00
包括歯科医学①②	1.00	1.00
合計	199.50	

別表 2 新潟生命歯学部 of 授業科目等

授 業 科 目		単位数	計
医学概論・歯科医学史		1.50	1.50
早期臨床実習Ⅰ・Ⅱ		1.00	1.00
臨床から振り返る基礎学		1.50	1.50
初年次セミナー		1.50	1.50
プロフェッション		2.00	2.00
社会学		1.50	1.50
自由	経済学	1.50	1.50
	ドイツの生活と情報	1.50	
青年心理学		1.50	2.25
臨床心理学		0.75	
原子核と放射線		1.50	4.50
物質の構造と反応		1.50	
生命の連続性と遺伝子		1.50	
熱と物質の物理		3.00	3.00
基礎科学補講Ⅰ（物理）		0.00	
基礎科学演習（物理）		0.00	
生体物質の化学		3.00	3.00
基礎科学補講Ⅱ（化学）		0.00	
基礎科学演習（化学）		0.00	
細胞の生物学		3.00	3.00
基礎科学補講Ⅱ（生物）		0.00	
基礎科学演習（生物）		0.00	
自然現象の数学		3.00	3.00
環境学の基礎		1.50	1.50
歯学入門実習		2.00	2.00
国語表現法		3.00	3.00
総合英語		1.50	5.25
実用医学英語Ⅰ		1.50	
実用医学英語Ⅱ		0.75	
英語会話		1.50	

授 業 科 目		単位数	計
基礎独語		1.50	1.50
情報科学の実習		1.00	1.00
医療倫理		0.75	0.75
医療法律学		1.50	1.50
社会歯科入門		0.75	0.75
歯科医療コミュニケーション実習		0.80	0.80
ファンダメンタルスキル実習ⅠⅡ		0.75	0.75
健康科学Ⅰ		1.50	1.50
健康科学Ⅱ		0.75	0.75
歯科法医学		0.75	0.75
医療情報・医療管理学		0.75	0.75
基礎口腔保健学		1.50	3.50
地域口腔保健学		1.50	
口腔保健学実習		0.50	
生化学		1.50	3.50
口腔生化学		1.50	
分子生命科学実習		0.50	
基礎歯科医学補講Ⅰ（生化）		0.00	9.75
解剖学		3.00	
解剖学実習		2.00	
口腔解剖学		1.50	
口腔解剖学実習		1.00	
発生学		0.75	4.00
人類学		1.50	
基礎歯科医学補講Ⅱ（解剖）		0.00	
組織学		1.50	
口腔組織学		1.50	
組織・口腔組織学実習		1.00	4.00
基礎歯科医学補講Ⅰ（組織）		0.00	

生理学	3.00	4.00
生理学実習	1.00	
基礎歯科医学補講Ⅱ（生理）	0.00	
感染微生物学	3.00	5.50
生体防御学	1.50	
感染微生物学・生体防御学実習	1.00	
基礎歯科医学補講Ⅰ（微生物）	0.00	
病理学	1.50	4.00
口腔病理学	1.50	
病理診断学実習	1.00	
薬物療法学	1.50	4.00
歯科薬物療法学	1.50	
歯科薬物療法学実習	1.00	
基礎歯科医学補講Ⅰ（薬理）	0.00	
歯科薬剤学	1.50	1.50
歯科理工学	4.50	5.50
歯科理工学実習	1.00	
歯科放射線学	3.00	3.00
歯科麻酔と救急処置	3.00	3.00
口腔顎顔面外科手術学	1.50	3.10
口腔外科学・全身管理学実習	1.60	
保存修復学	3.00	4.60
保存修復学実習	1.60	
歯内療法学	3.00	4.60
歯内療法学実習	1.60	
歯周疾患治療学	3.00	4.00
歯周疾患治療学実習	1.00	
有床義歯学Ⅰ	1.50	3.00
有床義歯学Ⅱ	1.50	
有床義歯学実習	1.60	1.60
歯科矯正学	3.00	4.00
歯科矯正学実習	1.00	
小児歯科学	3.00	4.00
小児歯科学実習	1.00	
部分床義歯補綴学	1.50	3.10
部分床義歯補綴学実習	1.60	

全部床義歯補綴学実習	1.60	1.60
歯冠補綴架工義歯学	3.00	6.20
歯冠補綴架工義歯学実習	3.20	
口腔顎顔面外科学	4.50	6.00
口腔顎顔面外科診断治療学	1.50	
高齢者歯科学	1.50	1.50
障害者歯科学	0.75	0.75
歯科心身医学	0.75	0.75
専門歯科治療概論	1.50	1.50
医療統計学	0.75	0.75
生体機能調節学	1.50	1.50
地域包括ケア学Ⅰ	1.50	1.50
地域包括ケア学Ⅱ	1.50	1.50
地域包括ケア学実習	0.80	0.80
材料科学	1.50	1.50
顎口腔運動制御学	0.75	0.75
唾液と唾液腺	0.75	0.75
臨床診査・検査学	1.50	1.50
口腔腫瘍学	1.50	1.50
歯性感染症	0.75	0.75
顎咬合診断・口腔インプラント学	1.50	2.30
口腔インプラント学実習	0.80	
歯科医学入門演習	2.00	4.00
歯科症候学演習	2.00	
歯科医のための内科学	3.00	3.00
外科学	1.50	1.50
耳鼻咽喉科学	1.50	1.50
臨床（病院）実習	10.00	10.00
基礎医学演習	1.00	1.00
総合基礎医学演習	1.00	1.00
総合歯科医学演習	1.00	1.00
臨床歯学探究	1.00	1.00
総合科目①②③	6.00	6.00
包括歯科医学	2.00	2.00
合計	200.45	

別表 3

生命歯学部 入学検定料及び学生納付金

学生納付金	区 分	生命歯学部	備 考
入 学 検 定 料		40,000	
入 学 料		600,000	入学時のみ
授 業 料		3,800,000	年度ごと(ただし前・後期に分納可)
施 設 維 持 費		600,000	年度ごと
教 育 充 実 費		730,000	年度ごと

新潟生命歯学部 入学検定料及び学生納付金

学生納付金	区 分	新潟生命歯学部	備 考
入 学 検 定 料		40,000	
入 学 料		600,000	入学時のみ
授 業 料		2,400,000	年度ごと(ただし前・後期に分納可)
施 設 維 持 費		500,000	年度ごと
教 育 充 実 費		500,000	年度ごと

本学則第5章の「授業料等」とは別表3で定める「授業料」、「施設維持費」及び「教育充実費」をいう。

別表 4 成績表示

点数区分	評価の表示方法	合 否
90～100点	秀	合格
80～89点	優	
70～79点	良	
65～69点	可	
65点未満	不可	不合格